

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年7月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100004 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100003 号

第 1 結論

昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 49 年*月から昭和 50 年 8 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月から A 市の理容店に住み込みで勤務していたが、20 歳を過ぎたら同市から納付書が届いたので、請求期間①に係る国民年金保険料を納付したのに、未加入期間とされている。また、昭和 51 年 1 月から B 市の理容店に住み込みで勤務するため、B 市役所へ転入届を提出し、国民年金の手続を行った。請求期間②に係る国民年金保険料を納付したのに、未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②について、オンライン記録によると、請求者は、昭和 50 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得している上、戸籍の附票によると、昭和 51 年 2 月 7 日に B 市に住民票を異動したことが確認できるところ、請求者が所持する年金手帳及び請求者に係る国民年金被保険者台帳には、変更後の住所が記載されており、住所変更に伴う国民年金の手続が行われたことがうかがえることから、請求期間②の国民年金保険料を同市において納付することが可能である。

また、請求者が所持する昭和 53 年 9 月 12 日付けで B 市が交付した「国民年金資格事項並に納付記録」によると、請求期間②を含む昭和 50 年 9 月から昭和 53 年 9 月までの期間について、保険料納付済みとして記載されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、自身で国民年金の加入手続を行った記憶はないが、20歳を過ぎたらA市から納付書が届いたので、請求期間①に係る国民年金保険料を納付した旨を主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿兼国民年金被保険者台帳管理簿における請求者の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和50年9月頃にC町（現在は、D市）で払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する。

また、請求者が所持する年金手帳、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市が管理した国民年金被保険者名簿によると、資格取得年月日はオンライン記録と一致しており、いずれも昭和50年9月1日と記載されていることから、請求期間①は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、請求者の請求期間①当時の住所地であるA市において、昭和49年*月から昭和50年8月までの期間に国民年金の被保険者資格を取得した者3,128名分の国民年金受付処理簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による氏名検索を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100419 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100007 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 28 年 7 月 15 日の標準賞与額を 10 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 7 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 28 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 7 月 15 日

請求期間について、A 事業所から賞与が支給されたにもかかわらず、当該期間の賞与に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者の賞与振込口座がある銀行から提出された預金取引推移表により、請求者は請求期間において同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、10 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 7 月 15 日に支給した賞与について、請求者の賞与支払

届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000232 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100008 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における平成 26 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 16 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表 1 の第 1 欄のとおりとする。

平成 26 年 5 月から同年 8 月までの期間及び平成 27 年 4 月から平成 29 年 4 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 5 月から同年 8 月までの期間及び平成 27 年 4 月から平成 29 年 4 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 29 年 5 月 16 日から平成 30 年 5 月 14 日に訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表 1 の第 1 欄のとおりとする。

平成 29 年 5 月 16 日から平成 30 年 5 月 14 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 5 月 16 日から平成 30 年 5 月 14 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者の A 事業所における平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 14 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表 1 の第 2 欄のとおりとする。

平成 29 年 9 月から平成 30 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 2 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者の A 事業所における平成 27 年 2 月 10 日、同年 9 月 9 日、平成 28 年 2 月 10 日、平成 29 年 2 月 10 日及び平成 30 年 2 月 9 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表 2 のとおりとする。

平成 27 年 2 月 10 日、同年 9 月 9 日、平成 28 年 2 月 10 日、平成 29 年 2 月 10 日及び平成 30 年 2 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録するこ

とが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 2 月 10 日、同年 9 月 9 日、平成 28 年 2 月 10 日、平成 29 年 2 月 10 日及び平成 30 年 2 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 5 月 1 日から平成 29 年 5 月 16 日まで
② 平成 29 年 5 月 16 日から平成 30 年 5 月 14 日まで
③ 平成 27 年 2 月 10 日
④ 平成 27 年 9 月 9 日
⑤ 平成 28 年 2 月 10 日
⑥ 平成 29 年 2 月 10 日
⑦ 平成 30 年 2 月 9 日

A 事業所で勤務していたが、請求期間①に係る標準報酬月額記録が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されている。

また、同事業所では平成 30 年 5 月まで勤務していたが、請求期間②が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされている。

さらに、請求期間③から⑦までに支給された賞与に係る標準賞与額の記録がない。保管している明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 26 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 16 日までの期間について、請求者が提出した給料支払明細書、金融機関から提出された預金取引明細照会（流動性）及び B 市から提出された課税資料（以下「給料支払明細書等」という。）から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成 26 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 16 日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別表 1 の第 1 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①のうち、平成 26 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 16 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求内容どおりの報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、請求期間①のうち、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間については、給料支払明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付（年金額）の対象に当たらないため、訂正は認められない。

3 請求期間②について、年金事務所が保管している資料によると、事業主から、令和 2 年 1 月 16 日付けで、請求者の A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 29 年 5 月 16 日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）が提出され、さらに、請求期間②に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 8 月 19 日付けで、その資格喪失年月日を平成 29 年 5 月 16 日から平成 30 年 5 月 16 日に訂正する資格喪失届（訂正届）が提出されていることが確認できる。

この結果、平成 29 年 5 月 16 日から平成 30 年 5 月 16 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、請求者の A 事業所に係る雇用保険被保険者記録、給料支払明細書等並びに A 事業所から提出されたタイムカード及び賃金台帳から判断すると、請求者は、平成 30 年 5 月 13 日まで同事業所に継続して勤務し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表 1 の第 1 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る届出を遅れて行い、厚生年金保険料については納付したと回答しているものの、前述のとおり、事業主は、請求者に係る資格喪失届（訂正届）を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②のうち、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 14 日までの期間について、上記給料支払明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間②のうち、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 14 日までの期間に係る標準報酬月額については、別表 1 の第 2 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②のうち、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 14 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（上記 3 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間③から⑦までについて、請求者が提出した賞与に係る明細書及び金融機関から提出された預金取引明細照会（流動性）から判断すると、請求者は、当該期間において、A 事業所から賞与の支払を受け、その賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表 2 のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間③から⑦までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000232 号
 厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100008 号

別表 1 【請求期間①及び②】

請求期間	訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第 1 欄	第 2 欄
			厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準報酬月額
①	平成 26 年 5 月 1 日から 同年 9 月 1 日まで	16 万円	17 万円	—
	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 9 月 1 日まで	17 万円	18 万円	—
	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 29 年 3 月 1 日まで	17 万円	19 万円	—
	平成 29 年 3 月 1 日から 同年 5 月 16 日まで	17 万円	18 万円	—
②	平成 29 年 5 月 16 日から 同年 9 月 1 日まで	—	18 万円	—
	平成 29 年 9 月 1 日から 平成 30 年 5 月 14 日まで	—	18 万円	19 万円

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬額に見合う標準報酬月額として記録する。

別表 2 【請求期間③から⑦まで】

請求期間	訂正期間	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額
③	平成 27 年 2 月 10 日	20 万円
④	平成 27 年 9 月 9 日	5 万円
⑤	平成 28 年 2 月 10 日	16 万 5,000 円
⑥	平成 29 年 2 月 10 日	8 万円
⑦	平成 30 年 2 月 9 日	17 万円